

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則を公布する。

令和3年5月18日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第15号

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年永平寺町条例第15号）  
附則第2項の規則で定める日は、令和3年6月30日とする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。